

下請中小企業振興法について

平成27年11月

中小企業庁

1. 下請中小企業振興法の制定

- (1) 下請企業は、「下請」という特殊性から、受注が不安定、資本蓄積が乏しい、機動的な設備投資が困難等の多くの問題を抱えていたが、昭和40年代に入り、国内産業の高度化・国際化が急速に進展したこと等に伴い、こうした諸問題が顕在化し、下請企業の体質強化が喫緊の課題となっていた。
- (2) このため、従来からの「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年制定、以下「下請代金法」という。）による下請取引の適正化の推進に加え、下請企業の体質強化に果たすべき親企業の役割や、下請事業者としての努力の方向性、下請企業振興協会による取引あっせん等の支援措置等を盛り込んだ「下請中小企業振興法」（以下「下請振興法」という。）が昭和45年に制定された。
- (3) 下請振興法は、制定以来、主として製造業を対象としてきたが、その後の経済のサービス化を踏まえ、平成15年6月に法改正が行われ、サービス業が追加された（下請代金法と同時期に同様の改正を実施）。
- (4) 平成25年6月に法改正を行い、現行の「振興事業計画」に加え、下請中小企業が連携し、自ら企画・提案力を高め、自立的に取引先の開拓を図る取組を国が認定し、支援を行う「特定下請連携事業計画」を新たに創設した。

2. 下請中小企業振興法の概要 ①

下請振興法は、下請中小企業の経営基盤強化を促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会による下請取引のあっせん等を推進することにより、下請中小企業の振興を図り、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもの。

(1) 親事業者、下請事業者の定義

親事業者【第2条第2項】

下請事業者より、資本金、出資金（個人の場合は従業員数）の大きな事業者

継続的に行われる、

- ①物品の製造委託
- ②製造のための設備、器具の製造委託または修理委託
※自らが業として製造・修理を行わない場合も含む
- ③修理委託
- ④情報成果物作成委託
- ⑤役務提供委託

下請事業者【第2条第4項】

【製造業・建設業・運輸業等】
3億円以下又は300人以下（個人含む）

【サービス業】
5,000万円以下又は100人以下（個人含む）

【ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く）】
3億円以下又は900人以下（個人含む）

【ソフトウェア業又は情報処理サービス業】
3億円以下又は300人以下（個人含む）

【企業組合及び協業組合】

(2) 特定親事業者、特定下請事業者の定義

特定下請事業者…下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるものにあるもの。

特定親事業者…特定下請事業者についての当該特定の親事業者。

2. 下請中小企業振興法の概要 ②

(3) 特定下請連携事業の定義

2以上の特定下請事業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能等）を有効に活用して、新製品の開発や新たな生産方式の導入等の新事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引を開始し、又は拡大し、特定下請取引への【依存の状態】の【改善を図る】事業。

特定下請取引への【依存の状態】
とは・・・？

下請事業者の前事業年度又は前年度における一の特定親事業者への取引依存度が20%以上の割合である状態をいう。

依存の状態の【改善を図る】
とは・・・？

事業計画期間内に特定親事業者への取引依存度を年1%以上低下させることを目標として行う事業。（振興基準）

(4) 下請振興法の4つの柱

- ① 下請企業と親企業によるべき基準として経済産業大臣が定めた「振興基準」及びそれに係る指導・助言。
- ② 下請企業が組織する特定下請組合等と親企業が協力して作成する「振興事業計画」。
- ③ 2以上の特定下請事業者が連携し、互いの経営資源を有効に活用することで、企画・提案力を向上させ、自立的に取引先の開拓を図っていく「特定下請連携事業計画」。
- ④ 都道府県の下請企業振興協会が実施する「取引あっせん」や「苦情紛争に対する相談、調停」等。

3. 下請振興法と下請代金法の主な違い

(1) 法の性質

- ①下請代金法は、いわゆる「規制法」であるが、下請振興法はいわゆる「振興法」。ただし、振興基準の関係で一部規制的な側面も有する。（主務大臣が事業者に対して指導・助言を行うこととされているが、遵守しない事業者に対して行政処分を行うような性格は有していない。）
- ②業振興の観点から7省共管となっている。（内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

(2) 下請事業者の定義

- ①下請振興法には資本金の基準がない。
下請振興法での下請事業者の定義は、下請代金法のような資本金の基準はなく、資本金の大小のみで定義される。
- ②下請振興法での下請事業者の定義は、従業員規模の大小でも規定している。また、企業組合、協業組合も中小企業としている。

(3) 取引形態等

- ①取引形態は下請代金法とほぼ同じであるが、一部に違いがある。下請振興法では親が業として製造・修理を行っているか否かにかかわらず、金型以外でも製造設備の製造・修理委託が対象となっている。
- ②下請振興法は継続取引を念頭に置いている。
- ③下請振興法においては建設工事の請負も対象。

4. 下請中小企業振興法スキーム

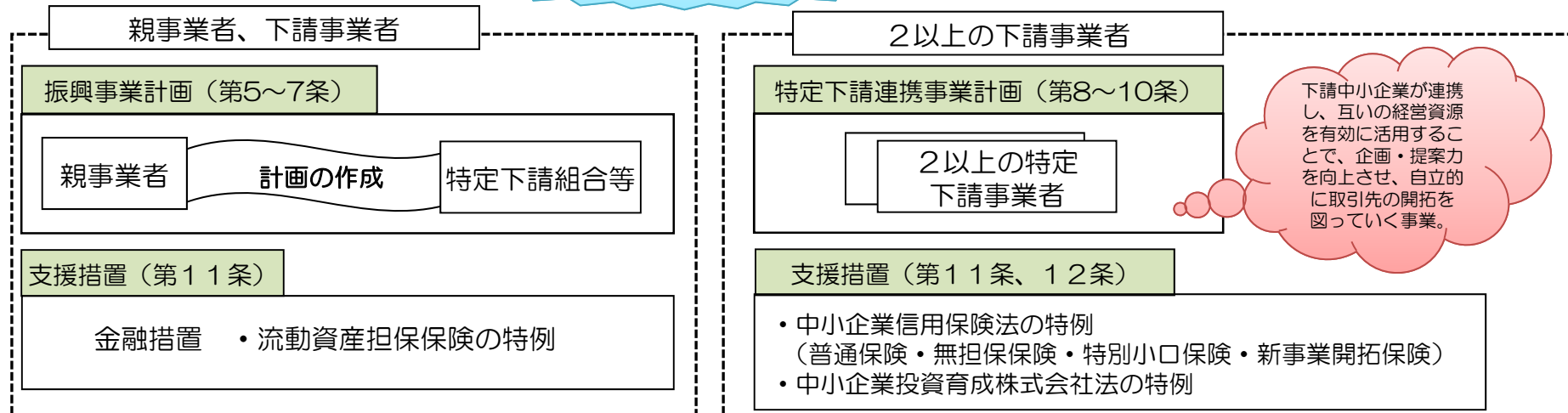
経済産業大臣による振興基準の作成（第3条）

- ①下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善
- ②親事業者の発注分野（下請事業者に対して何を発注し、親事業者自らがどのような物品を製造、修理し、どのような情報成果物を作成し又はどのような役務を提供するのかの区分）の明確化及び発注方法の改善
- ③下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化
- ④対価の決定の方法、納品の検査の方法、その他取引条件の改善
- ⑤下請事業者の連携の推進
- ⑥下請事業者の自主的な事業の運営の推進（新設）
- ⑦下請取引に係る紛争の解決の促進（新設）
- ⑧その他下請中小企業の振興のため必要な事項

公表

主務大臣による 指導・助言（第4条）

主務大臣は、業種所管7省庁（内閣府、総務省、財務省、厚労省、農水省、経産省、国交省）



下請企業振興協会（第15～16条）

各種支援

- ①下請取引のあっせんを行うこと
- ②下請取引に関する苦情又は紛争についての相談に応じ、その解決についてあっせん又は調停を行うこと
- ③下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと

5. 振興基準及び主務大臣による指導、助言

(1) 振興基準の性格

- ①振興基準は、下請中小企業振興を目的として、経済産業大臣が定めることとしている（第3条第1項）。
- ②下請事業者の自助努力、親事業者による協力、相互協議に基づく適切な取引関係の構築等を規定しているが、これらは、親事業者と下請事業者との間のよるべき一般的な基準であり、望ましい取引関係を奨励しているもの。
- ③このため、主務大臣が事業者に対して指導・助言を行う際の根拠となっている（遵守しない事業者に対して行政処分を行うような性格は有していない。）。

(2) 指導・助言について

- ①主務大臣は下請中小企業の振興を図るために、必要に応じて事業者に対して振興基準に定める事項について指導・助言を行う（第4条）。

(3) 振興基準の周知等

- ①毎年末、経済産業大臣、業所管大臣の連名で関係事業団体あてに振興規準の遵守、下請事業者に対する配慮を要請（平成25年11月22日付けで745団体宛てに発出）。
- ②経済環境の変化等に対応した要請
平成19年3月23日「下請事業者への配慮等について」（成長力底上げ戦略に伴う要請）
平成19年8月24日「原油・原材料等の価格上昇に伴う下請事業者への配慮について」
平成21年3月24日「下請事業者への配慮等について」（景気の長期低迷に伴う年度末時の要請）
平成26年10月2日「原材料・I初ギ -J増の影響を受ける下請事業者に対する配慮について」
- ③講習会等での周知

6. 下請振興事業計画

(1) 振興事業計画の作成と支援措置

①中小企業者による団体（特定下請組合等）（※1）と親事業者は、下請中小企業を振興する事業（※2）について、振興事業計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができる。
（第5条第1項）

②承認された振興事業計画に対して、

i) 流動資産担保保険の特例措置（付保限度額の別枠化）

ii) 高度化資金貸付の支援措置

が講じられる。

※1：公平かつ責任ある団体であることを担保するため、①任意加入・脱退の自由、②議決権の平等等の定款等への記載を義務付け（施行令第2条）。

※2：発注分野の明確化、下請事業者の設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上、事業の共同化、その他下請振興に資する事業。

(2) 計画承認の実績

①昭和45年の法施行以降、12計画について承認が行われている。
（船舶10件、自動車部品2件）

特定下請連携事業計画

(1) 特定下請連携事業計画の作成と支援措置

①特定下請事業者（※1）は、他の特定下請事業者等と有機的に連携し、新製品の開発や新たな生産方式の導入等の新事業活動を行うことにより、既存の親事業者以外の者との取引を開始・拡大することで、特定の親事業者への依存の状態の改善を図る「特定下請連携事業計画」を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。（第8条第1項）

②認定された特定下請連携事業計画に対して、

i) 中小企業信用保険法の特例

普通保証、無担保保証、特別小口保証の限度額の別枠化

新事業開拓保険の限度枠の拡大

ii) 中小企業投資育成株式会社法の特例

が講じられる。

※1：下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令（※2）で定めるもの（以下「特定下請取引への依存の状態」という。）にあるものをいう。

※2：前事業年度又は前年度において一の特定親事業者への取引依存度が20%以上の下請事業者。

その他、計画認定を受けた者は、別途審査の上、以下の支援を受けることができる。

①下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金 27年度予算 5億円

【下請中小企業自立化基盤構築事業】（補助上限額 2,000万円、補助率2/3）

②日本政策金融公庫による低利融資制度（企業活力強化資金、特別利率③を適用）

(2) 計画認定の実績

平成27年10月現在、100計画が認定されている。